

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 20 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人より、「NHK 松山放送局営業推進部は、本人に説明せず無断で、本人の NHK 放送受信契約書の支払方法である口座振替から 2 か月で 100 円多い継続振込に変更し、本人が 2 か月で 100 円多い継続振込の受信料を金融機関に行き払い込まなければ裁判所を通じた法的手続きをすると記載した『受信料 Q & A』を郵送してきたが、本人が 2 か月で 100 円多い継続振込の受信料を金融機関に行き払い込まなければ、NHK が裁判所を通じた法的な手続きができる『法的根拠』が記載された文書」の開示の求めがあった。

NHK は、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。
これに対して、本人から再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、開示の求めの文書は、保有個人データではないので、NHK 個人情報保護規程第 18 条 1 項 2 号の個人情報開示の求めの対象文書ではなく、NHK 情報公開規程第 3 条の開示の求めの対象文書である。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示とした NHK の取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 8 月 5 日（第 198 回審議委員会）個人情報 第 20 号諮問、審議、答申